

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！



# パート・非常勤部会ニュース No. 7

大阪市北区錦町2-2 国労会館1F 大阪労連パート・非常勤部会

2011・7・1

## 有期労働契約を規制し、パート労働者の均等待遇を求める 労働局交渉を行いました

6月10日（金）10時から約1時間、大阪労働局との交渉を行いました。労働局は、雇用均等室



の室長補佐、労働基準部監督課主任、監督課監察官、賃金課主任が出席し、大阪労連からは自治労連・生協労連・北河内・金融労連・大阪労連から10名が参加をしました。

冒頭、出向井部会長が「パート労働法が施行されて、パートの労働条件がどのように改善されたのか？パート労働法8条の差別禁止パートは0.1%しかない。どれほど効果があったのか？有期労働が増えているが、有期労働は仕事はずっとあるのに解雇付き雇用であり、規制が必要だ」と述べました。

### ○ 大阪のパートタイム労働法の施行状況 と 違反に対する是正指導の状況

・H22年の相談は365件（前年は395件）

うち、短時間労働者からの相談は101件（前年は50件）

短時間労働者からの相談内容は「差別的取り扱い禁止」「通常の労働者への転換」が多かった。

・是正指導件数は1175件

322事業所に対し報告徴収を実施 →うち、319事業所に何らかの問題があった

「労働条件の文書交付など」301件、「通常の労働者への転換」235件

### 比較対象の正規がない、誰と比べるのか？

○大阪労連 → 保育士。1年契約で10年働いている。3年を超えると昇給がない。「会議にでなくて良い」と言われている。労働時間は少し短い。障害児加配の担当で比較対象の正規職員がいない。経験のないことを非常勤にさせている。誰と比べるのか？

◇雇用均等室 →全体の仕組みがわからないが、比較対象は担任の正規ではないか。

○大阪労連 → 8条は厳しすぎる。仕事だけ増えて賃金が上がらない。

### パートは延着証明を出しても、賃金カットされる

- 大阪労連 → ある職場では、パートは延着証明を出しても賃金カットをされる。しかし正規労働者は賃金カットがない。団体交渉をしても「雇用条件が違う」と言われる。差別ではないか。
- ◇ 労働局 → 今の法律では、ノーワークノーペイなので法違反とはいえない。
- 大阪労連 → ノーワークノーペイという考え方ではなく、権利の差別ではないか？ 国の非常勤職員の遅延はどうなっているのか？
- ◇ 労働局 → 調べて連絡する。  
\* 「国の非常勤職員の場合は、賃金保障がある」と後で連絡がありました。

### 職種・地域限定の正規職員

- 大阪労連 → 職種・地域限定のエリア正規職員が入った。センター長の推薦と試験を受けて採用。労組試算では現行正規時間額は1640円、配送エリア正規は1464円、営業エリア正規は、1397円。職務内容はトラブル対応などで異なるが、ほとんど同じ。週労働時間は正規が39時間、エリア正規が40時間。年間休日は正規が117日、エリア正規が105日。人事評価で、もし一番低いD評価が続いてパートに落とされた場合はどうなるのか？
- ◇ 労働局 → 労働基準法違反ではむずかしい。労働契約法での問題になる。
- 大阪労連 → 労働条件の不利益変更になり本人合意が必要ではないのか？ どこに相談に行ったらよいのか？
- ◇ 労働局 → 相談を受ける部署がない。ダメと言える権限はどこにもない。労働契約法は強制法規ではないので…。

### 3%労働時間が短くて正規職員の6~7割の賃金

- 大阪労連 → 自治体嘱託職員。労働時間は7時間30分で正規職員より15分短い、賃金は正規職員の6~7割。定昇はあるが格差。同じ職場で区別なく働いている。異動がないのでかえって専門的になっている。公務もパート労働法の趣旨は尊重すると当局は言うが、民間であればどうか。公務というだけで線引きされる。
- ◇ 労働局 → 公務はパート労働法の適用除外になっている。

最後に、川辺議長が「労働者保護の立場で対応していただきたい。8割が労基法上で解決できる問題。どんな労働者がどんな相談に来るかわからない。中で調整して下さい」と述べました。

## 大阪労連非正規労働者部会を結成しました



6月28日(火)18時30分より、91名が参加をして非正規労働者部会結成総会を開催しました。「正規と非正規労働者が力を合わせ、すべての労働者が人間らしく働き生活できる職場を作っていこう」とアピールを採択しました。パート・非常勤部会から出向井さん、嘉満さん、池辺さんが役員に入っています。  
【部会長：菅義人さん、事務局長：嘉満智子さん】